

## 第6号様式

## 随意契約について

公表年月日	令和7年12月15日
担当課	都市計画課

契約業者名・住所	株式会社テレウス 松戸市岩瀬153-1 アセツツ松戸102
工事等の名称	松戸駅周辺公共サイン整備に伴う実施設計業務委託（その3）
工事等の場所	松戸駅周辺地区
種別	「土木：都市計画」又は「土木：道路」
工事等期間	令和7年12月16日～令和8年3月31日
契約金額	5,599,000円
工事等の概要	本業務委託は、松戸駅周辺地区都市再生整備計画（都市構造再編集中支援事業）区域において、良好な景観形成に資する公共サインを整備するための実施設計を、国の補助金を活用のうえ行う。
随意契約の理由	<p>本業務は、令和6年4月に策定した「松戸駅周辺公共サイン整備計画」に基づき、松戸駅周辺地区都市再生整備計画区域において、良好な景観形成に資する公共サインを広域にわたり統一的に整備するものです。</p> <p>これまで「松戸駅周辺公共サイン整備に伴う実施設計業務委託（その1）」及び「松戸駅周辺公共サイン整備に伴う実施設計業務委託（その2）」において当該整備計画における一部サインの設計業務を実施したところであり、本業務委託はこれに引き続き実施するものです。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、松戸駅を訪れた方がサインを目印にしながら各目的地までたどり着けるよう、各サインの内容・デザイン・形状の「整合性及び一貫性」を図りながら専門的な知識や技術を用いてネットワーク的に設計する必要があり、サイン全体の理想とする位置及び種類につきましては整備計画で定めてはおりますが、道路管理者や地元等の協議を踏まえた個々のサインの種類及び位置の決定は実施設計の中で行う形となり、各サインのネットワーク及び状況を熟知したうえで設計することが必要不可欠となります。</p> <p>さらに、軀体や盤面のデザインについても、松戸市公共サインガイドラインに沿った共通のデザインとする必要があり特に地図製作については、専門のソフトを用いて松戸駅周辺全範囲で1つのものを作成したうえで、設置するサインの位置や大きさに応じて必要分を切り抜いて制作する必要があることから、範囲全体の状況を熟知しているかつ、変更などに迅速に対応出来る者が行うことが必要不可欠です。</p> <p>当該事業者は、本設計業務を遂行することができる唯一の相手方であり、「松戸駅周辺公共サイン整備に伴う実施設計業務委託（その1）」及び「松戸駅周辺公共サイン整備に伴う実施設計業務委託（その2）」業務においても信頼性の高い成果物を納品していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものです。</p>